

地域少子化対策重点推進交付金(国令和5年度補正予算分) 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 国見町 (都道府県: 福島県)
 本事業の担当部局名 福祉課子育て支援係

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)							
個別事業名	国見町結婚新生活支援事業		新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		事業開始年度	平成 29 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,800,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 令和3年4月に策定された「第6次国見町総合計画」において、「命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち くみに」を基本理念とし、「結婚から妊娠、出産、子育て期にわたるまで切れ目のない相談体制や支援によって安心して子どもを産み育てられる環境」を掲げている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 これからの取組として、①切れ目のない支援体制の整備②子育て世帯への経済的支援③認定こども園の整備と保育体制の拡充を行うこととしている。本事業により、結婚する若者の経済的負担に対する支援体制を確保し、結婚希望者へのサポートから始まる一連の子育て支援基盤が構築されることで、①の取組の実現につながる事が期待される。また②③の取組との相乗効果も加わることで、将来にわたっても現状の出生数の維持を図り、未来につながる国見型まちづくりの実現を目指す。</p> <p><本個別事業の位置付け> 結婚する若者の経済的負担に対する支援体制を確保し、結婚希望者へのサポートから始まる一連の子育て支援基盤が構築する。</p>							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 夫婦ともに婚姻日における年齢が44歳以下の世帯 ※国基準を超える分は単費で実施			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が75万円 ※国基準を超える分は単費で実施			
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が45万円 ※国基準を超える分は単費で実施				
【対象費目】								
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】								
継続補助規定の有無 有								
※(注)3 【その他独自要件】								
町税等の滞納が無いこと								

2. 申請見込

①新規世帯見込	3	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	3	世帯		
	その他	0	世帯		

【世帯数積算根拠】

3件(支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)×1/2(補助率)=90千円
 ※件数については、令和5年度の当事業における支給見込を引用。
 なお、要件緩和分については一般財源にて対応する。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	2 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	2 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	3 世帯 × 600,000 円 =	1,800,000 円	下記のとおり積算 3世帯×750,000円=2,250,000円 0世帯×450,000円=0円
(その他)	0 世帯 × 300,000 円 =	0 円	
	(継続補助)	0 円	

3. 広報の実施予定

町広報紙及び町ホームページへの掲載
 町結婚世話やき人への周知

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	出生数	人	40 (R12)	21 (R3)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.34 (H25～H29)	
	婚姻件数	件	13 (R3)	
	婚姻率		1.5 (R3)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容 番号	項目	目標値	現状値
		(アウトプット)		
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	100	0
		(アウトカム)		
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	70	0
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	100	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	福島県ホームページへ掲載予定			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内事業所への事業説明を予定			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。